

平成十五年九月三十日号外

法人税法別表第二第一号の表独立行政法人の項の規定に基づき、  
収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人  
を指定する件

財務省

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を次のように指定する。

別表に掲げる法人

| 名称                      | 根拠法                                      |
|-------------------------|--|
| 独立行政法人宇宙航空研究開発機構        | 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）          |
| 独立行政法人海上災害防止センター        | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）       |
| 独立行政法人科学技術振興機構          | 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）            |
| 独立行政法人勤労者退職金共済機構        | 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）               |
| 独立行政法人自動車事故対策機構         | 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）           |
| 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）   |
| 独立行政法人通関情報処理センター        | 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号） |
| 独立行政法人農業者年金基金           | 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二十七号）             |
| 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構  | 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）    |
| 独立行政法人農林漁業信用基金          | 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二十八号）            |
| 独立行政法人理化学研究所            | 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第一百六十号）             |